

令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱

(令和4年3月31日石岡市告示第367号)

(趣旨)

第1条 この告示は、働くすべての人が仕事、家庭生活及び地域活動を両立することができるようワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市内の事業者に対し、予算の範囲内で補助する石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は事業所を置く企業、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、商工会議所又は商工会であること。
- (2) 常時雇用する従業員が10名以上であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 従業員のワーク・ライフ・バランスに関する調査・分析
- (2) 経営者、管理職又は従業員等を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進を目的とする社内環境の整備
- (4) 育児又は介護の両立へ向けた支援
- (5) その他ワーク・ライフ・バランスの推進に資すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は県から補助を受けている事業については、この補助金の交付対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、第3条各号に掲げる事業ごとに5万円を限度とし、1事業者2事業までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 登記事項証明書（個人事業主の場合は、土浦税務署へ提出している開業届の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告して指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の内容に変更がある場合は、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更の承認又は不承認を決定するものとする。

3 市長は、変更の承認又は不承認の決定をした場合は、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（状況の報告）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況について、補助事業者に対して報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合は、速やかに、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金請求書（様式第7号）にワーク・ライフ・バランス推進事業補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 補助事業が申請のあった年度内に完了する見込みがなくなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付の決定に瑕疵があるとき。
- (4) その他市長の指示又は条件に従わないとき。

2 市長は、前項に基づき補助金の交付決定を取り消した場合は、当該事業者に対して、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金取消通知書（様式第8号）を送付するものとする。

3 市長は、第1項に基づき既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求める場合は、ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（令和3年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱の廃止）

2 令和3年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱（令和3年石岡市告示第193号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

科 目	内 容
報償費	研修会，講演会等の講師謝礼 就業規則等の策定，改定に係る社会保険労務士謝礼等
旅 費	研修会，講演会等の講師旅費 社外で実施される研修・講演会等へ参加するための交通費等（宿泊費は除く。）
消耗品費	会議費（飲食費は除く。） 物品購入等（図書類及び用品類等。ただし，用品の購入については単価1万円未満のもののみ対象とする。）
印刷製本費	研修会テキスト印刷費，従業員向けパンフレット印刷費等
通信運搬費	郵送料等
委託料	研修・講演会委託等の業務委託料 調査・分析に係る委託料等
賃借料	会場使用料等
その他	市長が特に必要と認めるもの

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

所在地

事業所名

代表者名

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付申請書

令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて、申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 登記事項証明書（個人事業主の場合は、土浦税務署へ提出している開業届の写し）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定の区分 交付 不交付

2 交付決定額 円

3 交付に付する条件

- (1) 補助金を目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告して指示を受けること。

4 不交付の理由

年 月 日

石岡市長 宛

所在地

事業所名

代表者名

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたワーク・ライフ・バランス推進事業補助金に係る補助事業の内容を変更したいので、令和4年度ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 当初交付決定額 円

2 変更交付申請額 円

3 変更内容

4 変更理由

5 添付書類

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の収支予算書

年 月 日

石岡市長 宛

所在地

事業所名

代表者名

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたワーク・ライフ・バランス推進事業補助金について、令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 実績額 円

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し

様式第 6 号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、令和 4 年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第12条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金確定額

円

年 月 日

石岡市長 宛

所在地

事業所名

代表者名

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた補助金について、令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額（確定額） 円

2 振込先

金融機関名	
区分	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

様式第8号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金取消通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助金については、下記のとおり
取消したので、令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第14
条第2項の規定により通知します。

記

1 返還理由

様式第9号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金について、令和4年度石岡市ワーク・ライフ・バランス推進事業補助金交付要綱第14条第3項により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。